

## 裁 決 書

審査請求人が令和5年5月19日付けで提起した公文書の公開の請求に対する部分公開決定の処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年3月28日（以下「請求日」という。）付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業（以下「高付加価値化事業」という。）の補助金申請書（以下「文書1」という。）及び高付加価値化事業の地域計画（以下「文書2」という。）の公開の請求を行った。
- 2 実施機関は、文書1については、「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報である」こと、文書2については、「事業規模や実施内容が記載されており、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報である」こととして、令和5年4月11日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。
- 3 請求人は、本件処分を不服として、令和5年5月18日付け（受付は同年5月19日付け）で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

請求人は次のとおり主張し、本件処分を取り消し、対象文書の一部（文書1に記載されたメールアドレス・個別事業計画・収支改善計画・金融機関への事前相談状況・相談先の金融機関・伴走者）を除いて開示を求めている。

- (1) 文書1の不開示部分についての理由として、当該情報が条例第6条第1項第3号に該当と根拠規定を述べているにすぎず、開示がどのように作用して法人の競争上の地位その他正当な利益を害するののかについて明確に述べていない。
- (2) 文書2のうち、補助対象事業一覧に記載された補助対象事業者・補助対象経費・補助申請額について、開示請求している項目の記載文字数から判断しても、公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害する、又法人の競争上の地位を害する等の蓋然性は見当たらない。
- (3) 文書2のうち、スケジュールに記載された小項目・細目について、定例議会及び経済委員会において、廃屋撤去の補助申請者（竹島開発株、竹島パーク）を明らかにしており参加社名、施設名称を秘匿する特段の理由はないと判断できる。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、次の通り主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 請求人が主張する1(1)について、公開しないこととした部分において「1 法人情報及び事業計画に関する部分」を明記した上で、公開しないこととした理由において「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており」という具体的な内容を記入しており、当該内容は、事業の将来展望・経営方針等に関する情報であると考えたため、部分公開決定とした。
- (2) 請求人が主張する1(2)について、文字数の判断は個々の概念であり、実際に非公開にしている部分については、事業規模が記載されており、その内容は、事業の将来展望・経営方針等に関する情報であると考えたため、部分公開決定とした。
- (3) 請求人が主張する1(3)について、請求人が主張している議会での情報と今回求められている公文書の情報が一致しているということは、請求人の憶測であり、その事実が明らかではない。文書2のうち、スケジュールに記載された小項目・細目に記載された内容は、事業の将来展望・経営方針等に関する情報であると考えたため、部分公開決定とした。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

条例の目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与する、というものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適正な執行が阻害され、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例においては個人及び法人等の権利利益や公益と市民の公文書の公開を請求する権利との調和を図る観点から、原則公開の例外として公開しないことができる情報を定めている。

### 2 本件処分について

#### (1) 文書1について

##### ア 文書1の内容について

文書1は、観光庁が実施する高付加価値化事業に係る補助金申請書であり、当該事業に参加する事業者名、事業者住所、施設名称、事業開始日、事業完了日、事業費、補助金申請額等が記載されている。

実施機関は、文書1について、「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第6条第1項第3号に該当する」と主張している。

これに対し、請求人は、「不開示部分についての理由として、当該情報が条例第6条第1項第3号に該当と根拠規定を述べているにすぎず、開示がどのように作用して法人の競争上の地位その他正当な利益を害するののかについて明確に述べていない」と主張しているため、文書1において非公開とされている部分が条例第6条第1項第3号に該当するものかどうか検討をする。

## イ 条例第6条第1項第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第6条第1項第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報のうち、公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした部分には、事業者名、事業者住所、施設名称、事業開始日、事業完了日、事業費、補助金申請額等の記載が認められた。

蒲郡市情報公開・個人情報・行政不服審査会における実施機関の口頭説明によれば、本件補助金は、申請はしたものの、結果として不採択となったものであり、また、令和5年度においても、観光庁から高付加価値化事業に係る補助金の募集がされており、市は改めて補助金の申請を行う予定であるとのことである。

高付加価値化事業に係る補助金は、公金から支出がされるものであり、採択された補助金の申請内容については、公開されるべきものと考えられるが、不採択となった補助金の申請内容については、事業者がこれから実施する事業、即ち経営戦略として行う事業を公開することとなるため、事業者として経営戦略上不都合なものであり、競争を阻害するものである。観光庁のホームページにおいても、高付加価値化事業に採択された案件は公表されているが、不採択となった案件は公表されていない。

また、市が取りまとめた高付加価値化事業は、市内の観光業者全てが参加しているものではなく、参加していない事業者もある。文書1を公開することにより、高付加価値化事業に参加していない事業者も分かってしまい、当該事業者には、施設を改修する予定や費用がないと判断されるおそれがあるなど、公開することにより支障をきたす場合も考えられる。

以上のことから、文書1のうち、非公開部分は条例第6条第1項第3号に該当し、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

## (2) 文書2について

### ア 文書2の内容について

文書2は、観光庁が実施する高付加価値化事業に係る地域計画であり、補助対象事業者、補助対象経費及び補助申請額並びに高付加価値化事業のスケジュールが記載されている。

実施機関は、文書2について、「事業規模や実施内容が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第6条第1項第3号に該当する」と主張している。

これに対し、請求人は、「補助対象事業一覧に記載された補助対象事業者・補助対象経費・補助申請額について、開示請求している項目の記載文字数から判断しても、公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害する、又法人の競争上の地位を害する等の蓋然性は見当たらない。」「スケジュールに記載された小項目・細目について、定例議会及び経済委員会において、廃屋撤去の補助申請者（竹島開発株、竹島パーク）を明らかにしており参加社名、施設名称を秘匿する特段の理由はないと判断できる。」と主張しているため、文書2において非公開とされている部分が条例第6条第1項第3号に該当するものかどうか検討をする。

## イ 条例第6条第1項第3号（事業活動情報）の該当性について

実施機関が非公開とした部分には、補助対象事業者、補助対象経費及び補

助申請額並びに高付加価値化事業のスケジュールの記載が認められた。

地域計画は、高付加価値化事業に係る補助金申請の際に補助金申請書と合わせて提出するものである。

文書2の非開示部分は、2(1)イの文書1に対する判断と同様の考えの下「法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報」であり、条例第6条第1項第3号に該当するため、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年9月13日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。